

長岡市公立保育園給食調理業務委託 受託候補者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、長岡市公立保育園給食調理業務委託について、公募型プロポーザル方式により最も適した受託候補者を公正に選定するため、受託候補者選定委員会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び評価を行う。

- (1) 長岡市公立保育園給食調理業務委託提案書の審査
- (2) 前号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関して必要な事項

(委員)

第3条 選定委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員は、プロポーザル参加希望者との接触を避けなければならない。

(委員長)

第4条 選定委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故等があった場合は、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立とする。
- 3 対面による会議が難しい場合や議事内容が軽易な場合は、インターネット回線による会議や書面による会議で実施することも可能とする。
但し、この場合においても、委員の過半数の参加により成立とする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 原則、会議は非公開とし、委員を含め、会議に出席した者は、外部に会議内容を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 選定委員会の会議資料の作成や庶務を行わせるために、事務局を保育課保育運営係に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、選定委員会が別に定める。